《記載例2》 普通徴収（8月分まで事業所で徴収し、退職等により残りの税額を普通徴収に切り替える場合）

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

みどり市長　殿 令和　○ 年　× 月　△ 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 012－3456 群馬県みどり市△△1－2－3
		フリガナ	マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社　○×商事
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	123456
宛名番号	1
担当者連絡先 所属	人事課人事労務係
担当者連絡先 氏名	特徴　花子
担当者連絡先 電話	000－000－0000（内線　123）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ミドリ　イチロウ							
氏名	みどり　一郎							
生年月日	昭和　50年　1月　1日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ○ 年 8 月 31 日	1 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 ［事由・理由］	3 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
受給者番号	1234							
1月1日現在の住所	みどり市△△3－2－1							
異動後の住所								

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
(ア)特別徴収税額（年税額）　140，000円（6月から翌年5月分）
(イ)徴収済額　35，600円（6月から8月分）
(ウ)未徴収税額　104，400円（9月から翌年5月分）

※(ウ)の未徴収税額が普通徴収税額（個人で納付する額）になります。
普通徴収の税額通知は後日みどり市から本人宛に送付します。

「3」を選択した場合は、下の「3．普通徴収の場合」欄にも必ず記入してください。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号		
所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		内線（　　）

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
右から番号を記入	1．[illegible]ったため 2．[illegible]がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
□ 月分（翌月10日の納入期限分）で納入します。

普通徴収となる理由を3つの中から選び、番号を記入してください。

3．普通徴収の場合

理由		※市記入欄
1 右から番号を記入	1．異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

【提出先】 〒379-2395　みどり市笠懸町鹿2952番地　みどり市役所 市民部 税務課 市民税係

《記載例1》 一括徴収（退職等により税額を一括徴収し、9月分でまとめて納入する場合）

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

みどり市長 殿 令和 ○ 年 × 月 △ 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 012−3456 群馬県みどり市△△1
		フリガナ	マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社 ○×商事
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1

123456
1
人事課人事労務係
特徴 花子
−000−0000 （内線 123 ）

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括徴収する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額） 140，000円（6月から翌年5月分）
（イ）徴収済額 35，600円（6月から8月分）
（ウ）未徴収税額 104，400円（9月から翌年5月分）
※（ウ）の未徴収税額を一括してみどり市へ納入してください。

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ミドリ イチロウ							
氏名	みどり 一郎							
生年月日	昭和 50年 1月 1日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ○ 年 8 月 31 日	1 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 ［事由・理由］	2 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
受給者番号	1234							
1月1日現在の住所	みどり市△△3−2−1							
異動後の住所								

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択してください。
※1月1日から4月30日までの異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務づけられています。
併せて「2．一括徴収の場合」の欄もご記入ください。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）				担当者連絡先	
特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号		所属	
所在地	〒			氏名	
フリガナ				電話	内線（ ）
氏名又は名称					

異動日が 6月から12月までの場合⇒「1」
異動日が 1月から 4月までの場合⇒「2」

2．一括徴収の場合

理由		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
1 右から番号を記入	1．異動が令和 ○ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	9 月 20日	104,400 円

左記の一括徴収した税額は、9 月分（翌月10日の納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由		※市記入欄
□ 右から番号を記入	1．異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

【提出先】 〒379-2395 みどり市笠懸町鹿2952番地 みどり市役所 市民部 税務課 市民税係

《記載例3》 転勤（転勤・転職により9月から他の事業所で特別徴収する場合）

御注意
1 黒のボールペン又はペンで記入してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1．特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記入してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

みどり市長　殿 令和　○ 年　× 月　△ 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒012−3456 群馬県みどり市△△1−2−3
		フリガナ	マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社　○×商事
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	123456
宛名番号	1
担当者連絡先 所属	人事課人事労務係
氏名	特徴　花子
電話	000−000−0000（内線　123）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	ミドリ　イチロウ							
氏名	みどり　一郎							
生年月日	昭和　50年　1月　1日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和 ○ 年 8 月 31 日	2 右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 ［事由・理由］	1 右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
受給者番号	1234							
1月1日現在の住所	みどり市△△3−2−1							
異動後の住所								

この欄は新勤務先の会社が記入してください。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）		
特別徴収義務者指定番号	987654	法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒654−3210 ○○県××市△△1−2−3	担当者 所属：庶務課社員係
フリガナ	マルバツフドウサン	氏名：特徴　進
氏名又は名称	○×不動産　株式会社	電話：111−111−1111　内線（987）

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号：

納入書の要否（新規の場合のみ記載）：1 右から番号を記入　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由：□ 右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括
2．異動が令和　年1月1日以降で、特別

額と同額）　円

左記の一括徴収した税額は、□ 月分（翌月10日の納入期限分）で納入します。

旧勤務先の会社で８月分まで徴収する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円（６月から翌年５月分）
（イ）徴収済額　３５，６００円（６月から８月分）
（ウ）未徴収税額　１０４，４００円（９月から翌年５月分）

3．普通徴収の場合

理由：□ 右から番号を記入
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の事由がないため
2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

市記入欄

【提出先】〒379-2395　みどり市笠懸町鹿2952番地　みどり市役所 市民部 税務課 市民税係